

家庭菜園用電気柵購入補助金交付要綱

〔 令和2年4月2日
環境局長決裁 〕

最近改正令和8年4月15日

(目的)

第1条 この要綱は、ヒグマの市街地への侵入及び家庭菜園の作物被害を抑制するための効果的な手法の一つとして、家庭菜園用電気柵（以下「電気柵」という。）を購入する市民に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭菜園 営利を目的とせず、自宅又は市民農園等で野菜又は果物等の栽培を行うことをいう。
- (2) 電気柵 外周の柵上に設置した電線に、電流を流すことにより、ヒグマ等の野生動物の侵入を防止する設備のことをいう。
- (3) 設置指導 ヒグマ等の野生動物の侵入抑制に効果的な電気柵の設置方法及び維持管理方法を習得させるために、本市（受託者を含む。）が実地で行う指導のことをいう。
- (4) 交付対象者 規則第5条第1項の規定による交付決定を受けた者をいう。
- (5) 補助事業 交付対象者が電気柵資材を購入し、設置し、第3号の設置指導を受ける事業をいう。

(補助事業実施期間)

第3条 補助事業の実施期間は、毎年6月1日（事業開始日）から同年11月30日（事業終了日）までとする。

2 第7条第1項の交付申請を行える期間は、毎年5月15日（申請受付開始日）から9月15日（申請受付終了日）までとする。

(補助の対象)

第4条 補助の対象は、ヒグマ対策（ヒグマ対策に加えて実施する他の野生動物対策を含む。）を目的とした電気柵資材で、次に掲げるものの購入費とし、購入費以外の経費（送料、設置料等）を除く。

- (1) 電気柵用電源装置
- (2) 柵線
- (3) 支柱
- (4) がいし（クリップを含む。）

- (5) 出入口用絶縁取っ手
 - (6) アース棒、アース線
 - (7) 危険表示板
 - (8) 電気柵の電圧を測定する回路又は電圧の降下を警告する装置
- 2 前項の補助対象となる電気柵資材は、規則第5条第1項の交付決定（第9条第3号の変更に係るものはその承認）後に個人間取引以外で購入し、当該資材について第11条第3項の設置指導を受けたものに限る。
- 3 電気柵の設置にあたっては、次に掲げる方法で設置すること。
- (1) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第74条
 - (2) 電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）第192条

（補助金の交付要件）

第5条 補助金の交付を受けられる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、市内で家庭菜園を行っている者（法人を除く。）
- (2) 同一世帯で、補助金の交付を受けようとする年度の前年度から遡って3年度の間、同補助金の交付を受けたことがない者（令和5年度までに同補助金の交付を受けた者を除く。）

（補助金の額）

第6条 補助金は、申請1件あたり、購入金額（税込）の2分の1（ただし、千円未満切捨て）とし、4万円を上限とする。

（交付申請）

第7条 規則第4条第1項に基づく申請は、家庭菜園用電気柵購入補助金交付申請書（様式1）により行うものとする。

- 2 規則第4条第1項第3号に掲げる交付を受けようとする補助金の額は、第6条の規定により算出した額とし、その算出の基礎とは、購入予定の電気柵資材の種類、数量及び購入費用総額見込みとする。
- 3 規則第4条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 郵便番号及び電話番号
 - (2) 電気柵の設置予定場所
 - (3) 電気柵の設置目的（防除対象動物）
 - (4) 電気柵の設置指導を受けることへの同意
- 4 規則第4条第2項第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 電気柵の設置予定場所を示す図面（地図に設置予定場所及び設置長さを書き加えたもの等）
 - (2) 市内に住所を有することが確認できる書類の写し
 - (3) 規則第4条第2項第1号に規定する誓約書を兼ねた、申請者が規則第5条第3項第1号から第3号までのいずれにも該当しない旨の誓約書（様式2）

(交付の最適化)

第8条 規則第5条第3項第4号に規定する補助金等の交付を受けることが不適當であると市長が認める者は、第5条に該当しない者及び交付目的に照らして家庭菜園用電気柵購入補助金を受けることが公益上不適當と認められる法令違反等がある者とする。

2 市長は、第7条第2項の算出の基礎に第4条第1項及び第2項以外のものが含まれる場合又は交付を受けようとする補助金の額が第6条の規定により算出した額を超える場合は、規則第5条第2項に基づき、補助金の額を減額して交付決定をすることができる。

3 市長は、第7条の申請又は第9条第3号の条件による変更の承認の申請があった場合において、当該申請に係る交付決定又は変更の承認により、会計年度内の交付決定（第9条第3号の条件による変更の承認を受けた場合にあっては、その承認後のもの）に係る補助金の額の累計が予算額を超えることとなるときは、当該申請に係る補助金の額を減額して交付決定若しくは変更の承認をし、又は補助金を交付しない旨の決定若しくは変更を承認しない旨の決定をすることができる。

(交付の条件)

第9条 市長は、規則第6条第1項第2号及び第4号に基づき、次の条件を付するものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(2) 第11条の電気柵の設置指導を受けること。

(3) 規則第4条第1項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合（補助金の額を増額するときに限る。）においては、補助金額変更承認申請書（様式3）により申請を行い、承認を受けること。

(4) 補助事業を廃止しようとする場合においては、補助事業廃止届（様式4）により、速やかに市長に届け出ること。

(5) 補助事業が完了したとき（第4号により補助事業の廃止を届け出た場合を除く。）又は補助事業の完了前に交付決定に係る本市の会計年度が終了したときは、速やかに第12条第1項の実績報告書（様式5）に同条第2項の書類を添えて市長に提出すること。

(変更の承認への規定準用)

第10条 第9条第3号に基づく変更の承認申請については、第7条から第9条まで及び規則第4条から第9条までの規定を準用する。

(設置指導)

第11条 交付対象者は、第4条第1項及び第2項に規定する電気柵資材を購入したのち、設置指導を受けなければならない。

2 交付対象者は、設置指導を受けたい旨を市長又は市が委託する事業者（以下「市長等」という。）に申し入れるものとする。

3 市長等は、前項の申出があった際には、交付対象者に対し、設置指導を行うものとする。

4 市長等は、設置指導を行った際には、その旨を記録し、適切に保管することとする。

(実績報告書の提出)

第12条 交付対象者は、電気柵を購入し、設置し、市長等から設置指導を受けたときは、規則第13条に基づき、次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所、郵便番号及び電話番号
- (2) 規則第7条の規定による通知に係る交付決定番号
- (3) 電気柵の設置場所
- (4) 電気柵の設置指導日及び指導番号
- (5) 電気柵資材の購入金額（精算額）
- (6) 前号及び第6条の規定により算出した補助金の額
- (7) 補助金振込先の金融機関（日本国内にあるものに限る。）の金融機関名、店名、預金種目、口座番号及び口座名義人

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 電気柵の設置場所を示す図面（地図に設置場所を書き加えたもの等）
- (2) 購入したことを証明する書類（交付対象者宛に販売店等が発行し、販売日、品名、販売価格内訳を明記したもの）
- (3) 補助金振込先の金融機関名、店名、預金種目、口座番号及び口座名義人が確認できる書類

(補助金の額の通知)

第13条 市長は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を定めるに当たっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない方の額とする。

- (1) 第12条の実績報告書及び必要に応じて行う現地調査等の内容に基づき、第6条の規定により算出される額
- (2) 規則第5条第1項の規定による交付決定（第9条第3号の条件による変更の承認を受けた場合にあってはその承認）に係る補助金の額

(購入後の調査)

第14条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者に対して、次に掲げる事項についてのモニター調査を実施することができる。

- (1) 電気柵の使用状況等を確認するためのアンケート調査
- (2) 電気柵の効果を確認するための写真撮影
- (3) 広報誌等への取材及び掲載協力
- (4) その他市長が必要と認めること

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月2日から施行する。

この要綱は、令和3年5月26日から施行する。

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。